

様々な保険金等を受け取った場合の課税関係

特定の生命保険契約及び損害保険契約にもとづき、各種**保険金**等が支払われた場合に、「税金はかかるのでしょうか?」というご質問をよく頂戴します。

そこで、今号におきましては、**契約者・保険料負担者・保険金受取人が先生方個人**の場合(※)における、各種保険金等の税務上の課税関係をご紹介します。また、保険金等に類するものとして、医師会又は歯科医師会の**共済金**の税務上の取扱いもご紹介させていただきますので、ご参考にしていただければ幸いです。

(※)ここでは、法人に関わるケースにつきましては割愛させていただきます。と言いますのも、法人が契約者となる保険につきましては、その保険料を損金算入する大前提として、保険金受取人を法人にしているケースがほとんどで、その場合、保険の内容がいかなる種類のものであっても、保険金等には原則として通常の売上と同じように法人税がかかる(収益計上)ためです。

1. 「がん保険」や「医療保険」に係る保険金

所得税法におきまして、『損害保険契約に基づく保険金及び生命保険契約に基づく給付金で、**身体の傷害に基因して支払を受けるもの**』については**非課税**とする旨が定められておりますので、これらの保険金には**税金はかかりません**(ただし、医療費控除の計算をする場合には、支払った医療費の金額からこれらの保険金の金額をマイナスする必要が生じる場合があります)。

2. 「所得補償保険」に係る保険金

上記1.の所得税法の規定には、括弧書きで『その損害に基因して勤務又は業務に従事することができなかったことによる給与又は収益の補償として受けるものを含む』とありますので、上記1.同様、**税金はかかりません**(なお、所得補償保険は、収入を補填するために支払われるものであり、病気等の治療と直接の関係はありませんので、医療費控除の計算をする場合でも、支払った医療費の金額から保険金の金額をマイナスする必要はありません)。

3. “家事用(事業とは無関係)の資産”に係る損害保険金

所得税法におきまして、『損害保険契約に基づく保険金及び当該契約に準ずる共済に係る契約に基づく共済金で**資産の損害に基因して支払を受けるもの**』については**非課税**とする旨が定められておりますので、上記1.及び2.同様、**税金はかかりません**。

4. “事業用の資産”に係る損害保険金

事業用資産の保険金につきましても、上記3.と同じ根拠で**税金はかかりません**が、下記の点については取扱い異なります(税金の計算に含めます)ので、ご注意下さい。

- ① 医薬品等、棚卸資産に係る損害保険金は、通常の売上と同じように所得税がかかります(収益計上)。
- ② 建物や医療機器等に修理が必要となった場合、あるいは使用できなくなった場合には、修繕費等を必要経費として計上することとなりますが、その計算の際に、保険金の金額をマイナスする必要があります(保険金の金額の方が多い場合でも、税金はかかりません)。

5. 「生命保険金」

生命保険金につきましては、契約者(及び保険料負担者)・被保険者・保険金受取人が誰なのか等によって、課税関係が複雑になりますが、ここでは、**契約者・被保険者を事業主である院長先生に限定したケース**でご説明させていただきます。この場合、受取人が誰なのか、また保険金の種類(死亡保険金か満期保険金等か)によって、課税関係が変わってきます。

- ① **ご家族**が死亡保険金を受け取った場合
→ 相続財産となり、その金額が一定額以上となる場合には、**相続税**がかかります。
- ③ **院長先生**が満期保険金等を受け取った場合
→ **一時所得**として**所得税**がかかります(通常の給与所得や事業所得に比べると、税金は軽減されます)。
- ③ **ご家族**が満期保険金等を受け取った場合
→ **贈与税**がかかります。

契約者	被保険者	受取人	保険金の種類	税金の種類
院長	院長	ご家族	死亡保険金	相続税
院長	院長	院長	満期保険金等	所得税
院長	院長	ご家族	満期保険金等	贈与税

6. 医師会又は歯科医師会の「共済金」

一般の生命保険会社ではなく、医師会又は歯科医師会の共済会に先生が共済会費を支払い、先生が死亡した場合に、ご遺族が共済会から**共済金**を受け取るケースもあります。しかし、この場合の共済金は**生命保険金ではありません**ので、上記5. ①の相続財産となるケースには該当せず、**ご遺族の一時所得として、確定申告が必要となります**。

また、医師会等が税務署に支払調書を提出しているケースもあり、**確定申告を行わなかった場合、後になって追徴課税が行われる可能性も考えられます**ので、くれぐれもご注意下さい。